

新旧対照表

【揮発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する場合の取扱いについて（昭和 44 年 11 月 18 日蔵関第 3223 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
揮発油（租税特別措置法第88条の6第1項又は第2項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品及び同法第89条の2第4項に規定する特定石油化学製品を含む。以下同じ。）の製造者、揮発油その他の石油類を輸入する者、免税揮発油の使用人又は揮発油税及び地方揮発油税若しくは関税の免除、払戻し、還付若しくは控除を受けようとする者等（以下「納税義務者等」という。）が、揮発油その他の石油類（以下「石油類」という。）の移出し、輸入又は消費等の数量を流量計の指数に基づいて計算している場合において、これらの数量を、揮発油税及び地方揮発油税又は関税に関する課税、免除、払戻し、還付若しくは控除等の基礎となる当該石油類の数量（ドラム缶等の出荷容器に充てんする石油類については、その充てん数量。以下「課税標準等の数量」という。）としようとするときの取扱いを下記のとおり定めたから、実施上遺憾のないようにされたい。 （省 略） 記 （省 略） 〔届出等〕 4 流量計を使用する者が届出すべき事項その他の手続に関する事項等については、次によること。 (1) 納税義務者等には、あらかじめ、流量計の使用場所ごとに、当該流量計の管理責任者を定めさせる。この場合において、当該納税義務者等が揮発油税及び地方揮発油税に関する各種の申告又は申請等の手続につき代理人を定めているときは、原則として、当該代理人を当該管理責任者とさせる。 (2)～(5) （省 略） （省 略） 〔特例等〕	揮発油（租税特別措置法第88条の6第1項又は第2項の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品及び同法第89条の2第4項に規定する特定石油化学製品を含む。以下同じ。）の製造者、揮発油その他の石油類を輸入する者、免税揮発油の使用人又は揮発油税及び地方道路税若しくは関税の免除、払戻し、還付若しくは控除を受けようとする者等（以下「納税義務者等」という。）が、揮発油その他の石油類（以下「石油類」という。）の移出し、輸入又は消費等の数量を流量計の指数に基づいて計算している場合において、これらの数量を、揮発油税及び地方道路税又は関税に関する課税、免除、払戻し、還付若しくは控除等の基礎となる当該石油類の数量（ドラム缶等の出荷容器に充てんする石油類については、その充てん数量。以下「課税標準等の数量」という。）としようとするときの取扱いを下記のとおり定めたから、実施上遺憾のないようにされたい。 （同 左） 記 （同 左） 〔届出等〕 4 流量計を使用する者が届出すべき事項その他の手続に関する事項等については、次によること。 (1) 納税義務者等には、あらかじめ、流量計の使用場所ごとに、当該流量計の管理責任者を定めさせる。この場合において、当該納税義務者等が揮発油税及び地方道路税に関する各種の申告又は申請等の手続につき代理人を定めているときは、原則として、当該代理人を当該管理責任者とさせる。 (2)～(5) （同 左） （同 左） 〔特例等〕

新旧対照表

【揮発油その他の石油類の数量測定に流量計を使用する場合の取扱いについて（昭和 44 年 11 月 18 日蔵関第 3223 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
5 1（要件）に定める要件を具備しない流量計により石油類の数量を測定している場合の取扱いは、次によること。 (1) 揮発油税法若しくは租税特別措置法による揮発油税及び<u>地方揮発油税</u>の免除又は関税定率法若しくは関税暫定措置法による関税の払戻し若しくは還付に係る石油類を消費し、使用または移出する場合の課税標準等の数量は、当該消費、使用又は移出の実態を勘案し、当該流量計により測定した数量によることがやむを得ないと認められ、かつ、当該数量によつても事務運営上特に支障がないと判断されるときは、当該数量によることとしても差し支えないものとし、これによることとした納税義務者等には、4（届出等）(1)から(4)までに準じた手続等をさせる。 (2)～(3) （省 略） （省 略）	5 1（要件）に定める要件を具備しない流量計により石油類の数量を測定している場合の取扱いは、次によること。 (1) 揮発油税法若しくは租税特別措置法による揮発油税及び<u>地方道路税</u>の免除又は関税定率法若しくは関税暫定措置法による関税の払戻し若しくは還付に係る石油類を消費し、使用または移出する場合の課税標準等の数量は、当該消費、使用又は移出の実態を勘案し、当該流量計により測定した数量によることがやむを得ないと認められ、かつ、当該数量によつても事務運営上特に支障がないと判断されるときは、当該数量によることとしても差し支えないものとし、これによることとした納税義務者等には、4（届出等）(1)から(4)までに準じた手続等をさせる。 (2)～(3) （同 左） （同 左）